

地方税法施行令等の一部を改正する政令参照条文

目次

一	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）による改正後）（抄）	一
二	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）	五
三	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）による改正後）（抄）	七
四	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）による改正後）（抄）	九
五	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）	十一
六	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）	十二
七	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	十三
八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）	十四
九	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）	十五
十	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）	十六

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）による改正後）（抄）

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）

第十条 略

2～7 略

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 略

六 中小事業者 中小事業者に該当する個人として政令で定めるものをいう。

七及び八 略

9～12 略

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の四 略

2～7 略

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 略

七 中小企業者 中小企業者に該当する法人として政令で定めるものをいう。

八～十一 略

9～13 略

(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例)

第六十六条の十一の四 青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)の

施行の日から同日以後一年を経過する日までの間に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定を受けたもののうち当該認定に係る同法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者であるもの(次項第一号及び第三項において「認定事業適応法人」という。)の当該認定に係る同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に記載された同法第二十一条の十五第三項第二号に規定する実施時期内の日を含む各事業年度(次に掲げる要件の全てを満たす事業年度に限る。次項及び第三項において「適用事業年度」という。)において法人税法第五十七条第一項の規定を適用する場合において、同項本文に規定する欠損金額のうちの特例欠損事業年度において生じたものがあるときは、同項ただし書中「を超える」とあるのは、「に当該欠損金額が生じた事業年度が租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例)に規定する特例欠損事業年度である場合における同項に規定する超過控除対象額に相当する金額を加算した金額を超える」とする。

一 基準事業年度(特例事業年度(経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度をいう。次項及び第三項において同じ。))のうちその開始の日が最も早い事業年度をいう。同項において同じ。)後の各事業年度で欠損控除前所得金額(法人税法第五十七条第一項ただし書に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額をいう。次項第三号において同じ。))が生じた最初の事業年度開始の日以後五年以内に開始する事業年度であること。

二及び三 略

2 前項に規定する特例欠損事業年度とは、特例事業年度において生じた欠損金額のうち超過控除対象額(次に掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。第二号において同じ。))がある場合における当該特例事業年度をいう。

一 当該特例事業年度において生じた欠損金額(法人税法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額とみなされたもの、同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの、同法第五十七条の二第一項の規定により同法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの及び同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この号及び次号において同じ。))から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ 当該欠損金額に相当する金額で法人税法第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額

ロ 当該欠損金額に相当する金額で当該欠損金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額

二 イに掲げる金額からロ及びハに掲げる金額の合計額を控除した金額

イ 略

ロ 当該適用事業年度前の事業年度で前項の規定の適用を受けた各事業年度における各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

ハ 当該適用事業年度における当該特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

三 略

3 認定事業適応法人の基準事業年度以後の事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合における前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 基準事業年度後の各連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項第一号に規定する欠損控除前連結所得金額が生じた連結事業年度がある場合には、当該連結事業年度を第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額が生じた事業年度とみなす。

二 連結事業年度に該当する特例事業年度において生じた法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされた金額（同条第一号イに規定する災害損失欠損金額及び同条第二号に定める金額に係る金額に限る。）に係るものその他政令で定める金額を除く。）で同法第五十七条第六項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額とみなされた金額（同条第四項又は第五項の規定によりないものとされたもの及び同法第五十七条の二第一項の規定により同法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたものを除く。）を当該特例事業年度に係る前項第一号に規定する欠損金額とみなす。

三 当該適用事業年度開始の日前に開始した連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度における各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る同条第二項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額のうち前項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を同号ロに掲げる金額に加算する。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に第二項に規定する超過控除対象額及び当該超過控除対象

5 額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。
略

一一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）

第六十六条の十一の四 青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の

施行の日から同日以後一年を経過する日までの間に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定を受けたもののうち当該認定に係る同法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者であるもの（以下この条において「認定事業適応法人」という。）の当該認定に係る同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に記載された同法第二十一条の十五第三項第二号に規定する実施時期の日を含む各事業年度（次に掲げる要件の全てを満たす事業年度に限る。次項及び第三項において「適用事業年度」という。）において法人税法第五十七条第一項の規定を適用する場合において、同項本文に規定する欠損金額のうちに特例欠損事業年度において生じたものがあるときは、同項ただし書中「を超える」とあるのは、「に当該欠損金額の生じた事業年度が租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）に規定する特例欠損事業年度である場合における同項に規定する超過控除対象額に相当する金額を加算した金額を超える」とする。

一 基準事業年度（特例事業年度（経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度をいう。次項及び第四項において同じ。）のうちその開始の日が最も早い事業年度をいう。以下この号において同じ。）後の各事業年度で欠損控除前所得金額（法人税法第五十七条第一項ただし書に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）が生じた最初の事業年度（通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この号において「通算法人等」という。）の当該最初の事業年度開始の日前に開始する他の通算法人（当該基準事業年度終了の日後のいずれかの時において当該通算法人等との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）のうち欠損控除前所得金額が生ずる事業年度（当該基準事業年度終了の日後に終了するものに限る。以下この号において「所得事業年度」という。）がある場合には、他の通算法人のいずれかの所得事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度開始の日を含む当該通算法人等の事業年度（開始の日以後五年以内に開始する事業年度であること。

イ及びロ 略

二 略

2 前項に規定する特例欠損事業年度とは、特例事業年度において生じた欠損金額のうち超過控除対象額（次に掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。第二号において同じ。）がある場合における当該特例事業年度をいう。

一 当該特例事業年度において生じた欠損金額（法人税法第五十七条第二項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額とみなされたもの、同条第四項から第六項まで、第八項又は第九項の規定によりなされたとされたもの、同法第五十八条の規定の適用があるもの、同法第五十七条の二第一項の規定により同法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの及び同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの（同法第八十条第十二項又は第十三項の規定の適用がある場合には、これらの規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされたもの）を除く。以下この条において同じ。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ及びロ 略

二 イに掲げる金額からロからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額

イ 当該適用事業年度終了の日までに産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて行つた投資の額として財務省令で定める金額

ロ 当該適用事業年度前の事業年度で前項の規定の適用を受けた各事業年度における各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

ハ 略

二 当該適用事業年度における当該特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

三 略

3 67 略

三 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第一百十九号）による改正後）（抄）

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）

第三十九条の二十三の二 略

2 法第六十六条の十一の四第三項第三号に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 認定事業適応法人（法第六十六条の十一の四第一項に規定する認定事業適応法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の同条第一項に規定する適用事業年度開始の日前に開始した連結事業年度で法第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度における各特例事業年度（同項第一号に規定する特例事業年度をいい、当該特例事業年度において生じた連結欠損金額のうち超過控除対象額（同条第二項に規定する超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）又は個別超過控除対象額（同条第二項に規定する個別超過控除対象額をいう。以下この号において同じ。）がある場合における当該特例事業年度に限る。以下この号において同じ。）のうち最も新しい特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額（以下この号及び次号において「最終超過控除対象額」という。）の計算の基礎となつた同条第二項第二号ロ、ニ及びホに掲げる金額の合計額（最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係る当該認定事業適応法人の個別超過控除対象額並びにその計算の基礎となつた同号ロ及びニに掲げる金額の合計額）
 - 二 イに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額
 - イ 最終超過控除対象額
 - ロ 最終超過控除対象額の計算の基礎となつた前号の認定事業適応法人の法第六十八条の九十六の二第二項第二号に規定する控除した金額
 - ハ 最終超過控除対象額の計算の基礎となつた法第六十八条の九十六の二第二項第二号に掲げる金額
- 3 認定事業適応法人の各特例事業年度（法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。）において生じた欠損金額（法人税法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該特例事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）の一部が特例対象欠損金額（法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）

である場合には、当該各特例事業年度において生じた欠損金額のうち次に掲げる金額は、まず特例対象欠損金額から成るものとす
る。

- 一 法第六十六条の十一の四第二項第一号イに規定する損金の額に算入された金額
- 二 法第六十六条の十一の四第二項第一号ロに掲げる金額
- 三 法人税法第五十七条第四項又は第五項の規定によりないものとされた金額

四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一〇 略

十一の二 配電事業 自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する配電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一の三 配電事業者 配電事業を営むことについて第二十七条の十二の二の許可を受けた者をいう。

十二 一〇 略

二 一〇 略

（事業の許可）

第二十七条の十二の二 配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（業務）

第二十八条の四〇 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。

二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。

三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務

をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。

四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。

五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

五の三 前号に掲げる業務（第二十八条の四十七第一項、第二十八条の五十一第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付業務」という。）を実施するため、第二十八条の四十七第一項に規定する広域系統整備計画を策定すること。

六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。

七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。

八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。

八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項の規定による交付金の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。

八の三 再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十三の規定による解体等積立金の管理を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

二 再生可能エネルギー電気特措法第七条第十項の規定による入札を実施すること。

3 略

五 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（河川管理者）

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

（渇水時における水利使用の調整）

第五十三条 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

2 及び 3 略

六 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第二条 略

2～4 略

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「最終保障供給」という。）を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

6 この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受けた者をいう。

7～13 略

（事業の許可）

第三十五条 一般ガス導管事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一及び二 略

三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

四〜七 略

3〜24 略

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（産業廃棄物処理業）

第十四条 略

2～11 略

12 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

13～17 略

（特別管理産業廃棄物処理業）

第十四条の四 略

2～11 略

12 第一項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処分業者」という。）は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

13～18 略

九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二十二 略

二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ及びハ 略

二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ～ハ 略

二十五～三十二 略

（移動等円滑化基本構想）

第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとする。

2511 略

十 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）による改正後）（抄）

（中間申告）

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものにあつては、通算子法人に限る。次条及び第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）において同じ。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）により設立されたものの以外のもの）の設立後最初の事業年度、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人に該当することとなつた場合のその該当することとなつた日の属する事業年度及び当該普通法人が通算子法人である場合において第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該普通法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときその効力が生じた日の属する事業年度を除く。第七十二条第一項において同じ。）が六月を超える場合（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該事業年度（当該普通法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度）開始の日以後六月を経過した日（以下この条において「六月経過日」という。）から二月以内、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該普通法人と通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係がある場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告）に掲げる金額（第六十条九条第十八項（外国税額の控除）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

(確定申告)

第七十四条 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- 二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額
- 三 第六十八条及び第六十九条（所得税額等の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額
- 四 その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額
- 五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額
- 六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項